

公 示

「災害時における富士砂防事務所管内の災害応急対策業務（応急復旧、応急対応）及び建設資機材調達に関する協定締結」に係る技術資料の提出依頼について

標記について、富士砂防事務所との協定締結を希望する場合は、下記要領により技術資料を提出されたく公募する。

災害時における富士砂防事務所管内の災害応急対策業務（応急復旧、応急対応）及び建設資機材調達に関する協定（以下「協定」という。）の締結は、工事発注ではないことから現場説明資料の送付及び入札はしない。提出された技術資料を基に審査を行うものとする。

令和 8 年 2 月 17 日

国土交通省中部地方整備局
富士砂防事務所長 光永 健男

1. 協定の概要

（1）協定の目的

本協定は、地震・豪雨等の異常な自然現象または大規模な事故等による被害（以下、「災害」という。）が発生、又は発生する恐れがある場合に必要となる、「協定」に関し、協力を求める場合の手続きについて定め、災害の拡大防止と被害の早期復旧に資することを目的とする。

（2）協定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

（3）協定の実施範囲、対象施設

協定は下記の範囲、施設で締結する予定である。

- ・富士砂防事務所管内の山梨県側（別図参照）
- ・富士砂防事務所が管理又は工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
- ・富士砂防事務所の管内に位置する地方公共団体の所管施設等における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
- ・大規模災害が発生した場合に富士砂防事務所長が要請する国内における富士砂防事務所の管外の災害発生箇所（富士砂防事務所の管外に位置する地方公共団体の所管施設等を含む）

（4）協定における業務等の履行

協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務等を実施する場合は、本協定及び関係法令等に基づき、速やかに工事請負契約を締結する。業務等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務等を行わないことになることを付記する。

2. 技術資料の作成及び提出に関する事項

（1）技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領を協定の締結希望者に以下のとおり交付する。

1) 交付方法：富士砂防事務所ホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.cbr.mlit.go.jp/fujisabo/>

2) 交付期間：令和8年2月17日（火）から令和8年3月6日（金）まで

（2）技術資料の作成及び提出

1) 技術資料作成要領に示す様式及び留意事項等に基づき作成すること。

2) 技術資料の提出は、次の受付期間内に受付場所に持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メール（着信の確認をすること。）のいずれかによるものとする。

・郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

・電子メールで提出の場合は、以下のとおりとする。

a) PDFファイル形式に限る。又、ウィルス対策を実施した上で提出すること。

b) 提出書類は、全てを一つのファイル（ファイル容量5MB以内）にまとめて（2つ以上のファイルは認めない。）電子メールで提出すること（着信確認すること）。但し、圧縮することで5MB以内に収まる場合は、ZIP形式又はLHZ形式（自己解凍形式は除く。）での提出を認める。

c) ファイル容量が5MBを超える場合は、提出書類を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出期限までに提出すること。

3) 提出書類には、郵送であれば押印したものを提出、電子メールの場合には押印した技術資料表紙をPDFにて提出すること。

技術資料表紙が未押印での提出の場合は、本協定に参加することが出来ない。

4) 受付期間、受付場所

・受付期間：令和8年2月17日（火）から令和8年3月6日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分までとする。
郵送の場合は、3月6日必着するものとする。

・受付場所：中部地方整備局 富士砂防事務所 総務課

〒418-0004 静岡県富士宮市三園平1100

電話 0544-27-5221

電子メール cbr-fuji-soumu1@mlit.go.jp

3. 応募資格

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（2）中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係るB・C等級かつ維持修繕工事の令和7・8年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中

部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和7・8年度一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

- (3) 山梨県内に、建設業法に基づく本社(店)を有すること。
- (4) 平成22年4月1日以降に、山梨県内において、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種または類似工事の施工実績を有すること。
 - ・同種工事：砂防工事
 - ・類似工事：土工事
- (5) 技術資料の受領期限の日から協定書の締結日までの期間に中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

4. 審査対象項目技術審査における評価項目及び着目点は、以下のとおりとする。

- (1) 同種又は類似工事の施工実績
 - 平成22年4月1日以降における、山梨県内における同種工事(砂防工事)又は類似工事(土工事)の施工実績。
- (2) 近隣地域内の施工実績
 - 平成22年4月1日以降における、国、公団、県発注の近隣地域内(山梨県富士吉田市、都留市、南巨摩郡身延町、南都留郡西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町)の工事施工実績。(6千万円以上的一般土木工事又は500万以上の維持修繕工事)
- (3) 災害協定等に基づく活動実績
 - 過去5年間の災害活動実績「令和4年4月1日以降、山梨県内の行政機関との災害協定に基づく契約の有無」。
- (4) 資格保有者
 - 令和8年3月6日現在における1級土木施工管理技士の資格保有者数。
- (5) 災害時等応急復旧協定又は覚書等の有無
 - 令和8年3月6日現在で他事務所及び他機関との災害時の応急復旧のための協定の有無。
- (6) 地域特性
 - 本社(店)から山梨県南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663-1までの一般道による距離。
- (7) 出動人員及び建設資機材等の状況
 - 令和8年3月6日現在での出動可能人員(常時及び最大時)及び会社保有の備蓄建設資機材等(契約リース会社備蓄含む)の状況。
- (8) 安全管理等の状況
 - 令和8年3月6日現在における事故及び不誠実な行為による注意の有無。

5. その他

- (1) 本協定締結は、令和8年3月下旬を予定している。
- (2) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 富士砂防事務所長は、提出された申請書を申請資格の確認以外に提出者に無断で使用することはしない。
- (4) 提出された申請書は、返却しない。
- (5) 提出期限（令和8年3月6日）以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

1) 提出方法

持参または電子メール（メール送信後、着信確認を必ず行うこと。）によるものとする。

2) 質問受付期間

令和8年2月17日（火）から令和8年2月26日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日10時00分から16時00分までとする。

3) 提出場所

上記2. (2) 4) に同じ。

- (7) 質問の回答は、令和8年3月4日（水）までに、富士砂防事務所ホームページにて行う。

URL <https://www.cbr.mlit.go.jp/fujisabo/>